

食品企業のためのサステナブル経営に関するガイダンス (概要)

資料1-1

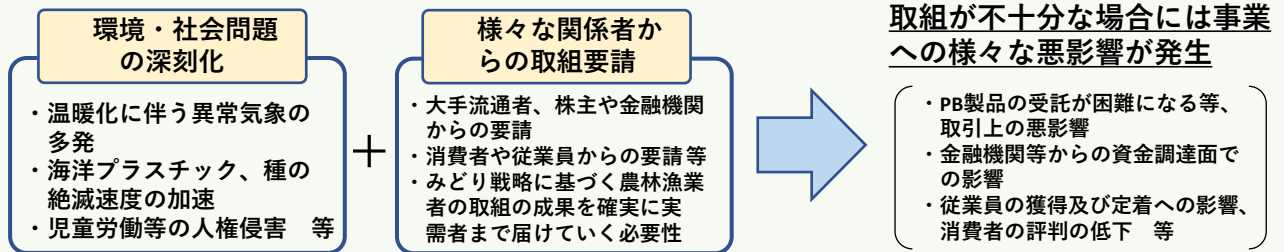
令和5年3月
新事業・食品産業部
新事業・食品産業政策課 ファイナンス室

1 ガイダンスの目的

中堅・中小を含めた食品企業の持続可能性に配慮した経営（サステナブル経営）を進めるため、食品企業に関わりが深い環境・社会課題ごとに、取組に係る目標設定、具体的な取組方法、情報開示の方法等を示したガイダンス（手引き）を策定。

2 持続可能性に配慮した経営が求められる背景、取組上の重要ポイント等

① 持続可能性に配慮した経営が求められる背景



② 持続可能性に配慮した経営に取り組む上での重要ポイント

【その1】 経営陣が責任をもって関与する

- 経営者がしっかりと関与して「持続可能性に配慮した経営方針」を策定
- 経営者が取組を先導し、経営資源（ヒト、モノ、カネ）の配分等を決定 等

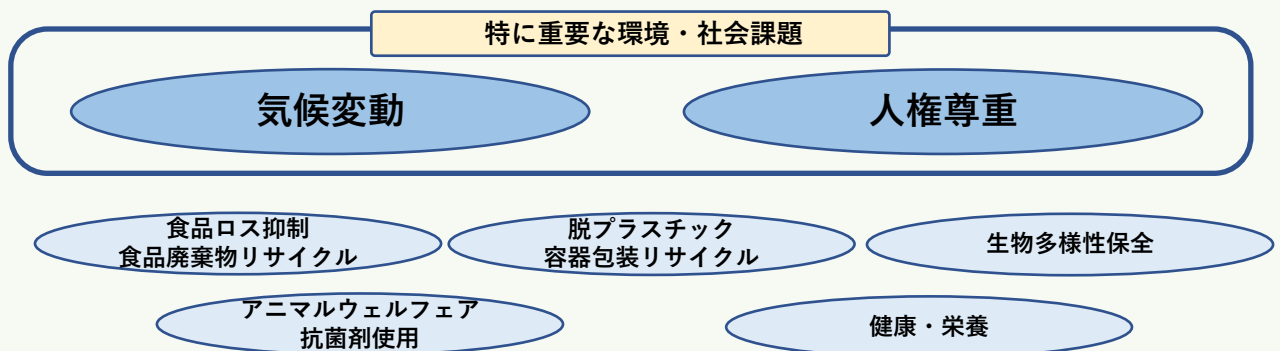
【その2】 重要課題を特定して取り組む

- 数ある環境・社会課題から、自社として取り組む重要課題を特定
- 選定した重要課題については、継続して見直し、更新等を実施 等

【その3】 推進担当を設置し、他部署と連携する

- 取組を進める上で必要となる各種施策の計画・運営等を担当する専門部署を設置
- 原料調達、製造、営業・販売、財務、IR等の社内の他部門との連携を確保（社内委員会の設置等） 等

③ 食品企業に関連が深い環境・社会課題



3 課題別の目標設定及び取組方法

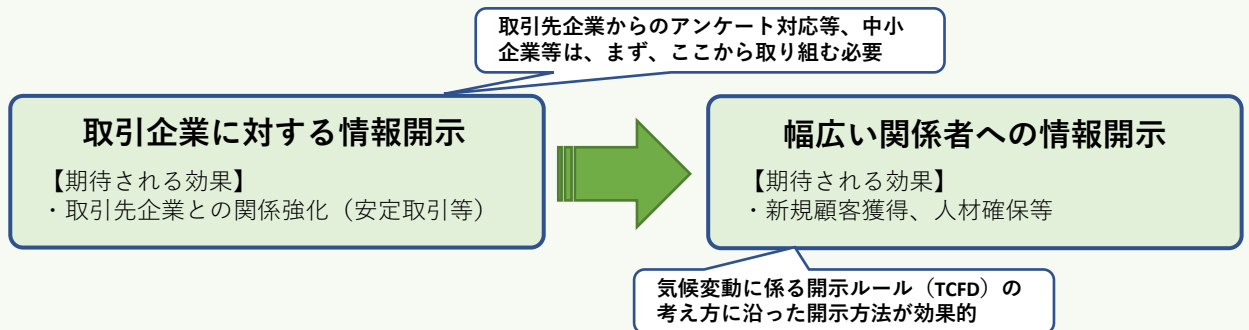
| 課題 (主なもの) | 目標及び水準 (例) | 取組方法 (例) |
|--------------|--|--|
| 気候変動 | 温室効果ガス (GHG) の削減 →2030年に2013年比46%削減、2050年ネット0 | ・ GHG排出量の算定の実施 (現状把握) ・ 省エネ、再エネ利用によるGHG排出削減 |
| 人権尊重 | 人権尊重を確保するための体制の構築 | ・ 認証原料への転換、人権方針の策定、人権に係る調査の実施、苦情窓口の設置 |
| 食品ロス削減等 | 食品ロス削減、リサイクル率の向上 →食品ロスを2030年までに2000年比で半減 | ・ 1/3ルールの見直し、需要予測の高度化 ・ 飼肥料化、メタン発酵による燃料活用 |

注: 「目標及び水準」及び「取組方法」はガイダンスからの一部抜粋 (例示) であり、上記に限られるものではない。

4 課題別の情報開示の方法

① 情報開示の基本的な考え方 (各課題共通)

金融機関や消費者の要請等に対応し、**大手食品企業を中心に**環境・社会課題等への取組等に係る**情報開示が進められており**、これらの取引先である**中小企業等も**、**環境・社会課題への対応状況について開示 (アンケート対応等) を求められる機会が増加。**



② 課題別の開示内容

| 課題 (主なもの) | 指標・目標 (例) (現状と目指す姿) | 戦略 (事業に及ぼす影響と対応策) |
|--------------|--|--|
| 気候変動 | 【現状】 ・ GHGの排出量 【目指す姿】 ・ GHGの排出削減目標値 (〇年までに〇%等) | 【事業の及ぼす影響】 ・ 規制強化による対応コスト増加 (リスク) ・ 低カーボン製品の需要増 (機会) 【対応策】 ・ 省エネ設備導入、太陽光発電等再エネ活用 |
| 人権尊重 | 【現状】 ・ 社内研修回数、人権問題の発生状況、既存の人権尊重の社内システム 【目指す姿】 ・ 人権尊重を確保するための体制を構築 (強化に向けた計画等) | 【事業に及ぼす影響】 ・ 消費者、取引先等の評価の低下 (リスク) ・ 雇用の確保 (機会) 【対応策】 ・ 人権方針の策定、人権に係る調査の実施、苦情窓口の設置、認証原料への転換 |

☞ 上記と合わせて、サステナブル経営に係る**ガバナンス (経営陣の役割、関与等)**、**リスク管理 (サステナブル課題の特定、取組の優先順位の決定方法等)**も開示することを推奨。